

## 論文審査の要旨及び担当者

### 論文題名

天皇「近臣」と近世の朝廷

### 論文審査の要旨

本論文は、近世の天皇の「近臣」について、その実態を究明し、そこから朝廷内部の構造・職制や朝廷運営のあり様などを、通時的な変化を踏まえながら、具体的に明らかにしたものである。

いわゆる教科書問題などもあり、近世の天皇・朝廷研究は、1980年代以降飛躍的に進展した。当初はおもに幕府と朝廷の関係（＝朝幕関係）に関する研究が行われていたが、朝廷内部の研究が必要という認識が徐々に広まり、撰家や武家伝奏、議奏など、朝廷内部の構造・職制に関する研究が進んでいる。

しかし、解明が必要とされながらも、研究が充分に行われていない点も多く残されている。林氏はそれらの中でもとくに、従来、天皇の「近臣」と位置付けられてきた公家たちについて、天皇の意思を左右しうる存在であったのにも関わらず、その実態が充分に明らかになっていないことを問題視し、種々の史料を用いて、天皇の「近臣」とはどういった存在であったのかを、詳細に解明した。

さらにそこから、研究蓄積の薄い近世中期を対象に、天皇、摂政・関白をはじめとした朝廷執行部、天皇「近臣」の関係がどのようなものであり、朝廷の運営にいかなる影響を及ぼしたのかを具体的に明らかにした。そのうえで、それらの関係性の中で生じた問題を解決するために、それぞれがいかなる動きを見せたのかについても論究した。丹念な史料調査と丁寧な史料批判・読解に基づいた実証的で堅実な研究である。

第一部は、蔵人頭・児・近習小番といった、従来天皇の「近臣」とされてきた存在の実態と変遷を問う。

第一章は、「禁中並公家中諸法度」で、その申渡しに背いた者は処罰されると規定されていた職事（蔵人頭・蔵人）のうち、蔵人頭に関して、その役割や補任者、朝廷内の位置づけなどを究明する。具体的には、①「禁中並公家中諸法度」が触れられた段階において、職事は幕府から「近世朝廷・公家社会の運営・統制を任された」と思われること、②蔵人頭の補任者に関しては、「家格・家筋の固定」が進行したこと、③蔵人頭は武家伝奏・議奏への出世コースと

なっていくが、とくに武家伝奏に関しては、事務に長けたとされる頭弁経験者が多かったことなどを指摘する。蔵人頭の基礎的な研究であると同時に、朝廷内要職における人事の特徴の一端についても論じた章である。

第二章は、天皇や上皇の側に仕えた「御児」について、従来ほとんど明らかになっていなかった就任者の一覧などを作成し、そこから起立や職務内容、召出しの実態などを具体的に解明する。さらに、先行研究で指摘されていた児をひとつの起点とする朝廷内昇進ルートは、かなり例外に近いものであったこと、「表」の役人が有しえない天皇との親密性を見は持っていたことなどを指摘し、宝暦事件や幕末の政変との関係などについても展望する。

第三章ではまず、「近臣」といわれる近習小番について、補任者を解明する。そのうえで、武家伝奏や議奏を務めた公家の多くは近習小番経験者であり、その意味で近習小番は昇進ルートの「初発」に一見思えるが、そもそも近習小番に就ける公家は堂上公家の四割にも及び、「大半は無役のまま終わ」ったことを明らかにする。さらに、近習小番を輩出する家が徐々に固定化していく中で、それらの家々は徐々に「近臣」としての自意識を高めていった」ことなども指摘する。

第二部では、避諱欠画令や改名手続きの問題などから、公家文書の文書学的研究および公家文書を通して行われる朝廷運営のあり様などを考究する。

第四章は、近世朝廷における改名手続きとその際に用いられていた文書について検討する。堂上公家の改名手続きは、「職事・天皇・上卿・外記の手を経た」ことなどに関しては官位申請手続きと同じであったが、そこで用いられていた文書は款状という特殊なものであったことなどを指摘する。研究の蓄積が薄い朝廷・公家文書の古文書学的研究である。

第五章ではまず、天皇の諱字の一部を欠画させる法令、避諱欠画令について、ほとんど研究がないことを指摘したうえで、天明（1781～1789）末年から寛政（1789～1801）年間には欠画の事例が見られたが、正式に避諱欠画令が出されたのは、光格天皇の譲位を契機とした「文政令」がはじめてであったことを明らかにする。そのうえで、孝明天皇即位をきっかけに、対象を三代までに絞ることが定められ、やがて、明治5（1872）年に廃止となったことなどを詳述する。また、避諱欠画令が「国史」「令条」などを典拠にしていた点も究明し、そこから避諱欠画令を近世後期に盛んに行われた諸儀礼の復古・再興の中に位置付け、天皇・朝廷権威の強化運動のひとつと評価する。

第六章は、公家と宮女の密通事件である猪熊事件で死罪に処された猪熊教利らの経歴を明らかにする。すなわち、猪熊季継・教利兄弟は一時期山科家を相続していたが、明治期に作成された「家譜」などにおいては、その記録が抹消されていることなどを指摘する。現在基本史料として用いられている『諸家伝』（「諸家伝」）『系図纂要』などに関する史料批判を行い、「諸家伝」には「修正・改竄されている」箇所があることを指摘している点などは、とくに重要であろう。

第七章は、蓄積の薄い公家アーカイブズについての研究である。撰家のひとつである一条家の「政治力の背景」には、同家の文庫の存在があったことを指摘したうえで、そのあり様を通時的な変化も含めながら、復元する。さらに、一条道香に関する重要な史料（日記）2点を紹

介する。

第三部は、前章までの成果を踏まえながら、宝暦事件およびその後の朝廷において、五摂家内でどのような動きがあり、それらが当該期の朝廷運営にいかなる影響を及ぼしたのかを論じる。

第八章では、宝暦8年(1758)の宝暦事件後における朝廷運営の実態を問う。宝暦事件についての研究史は厚く、近年では摂家と天皇側近の対立という朝廷の内部闘争の面が強調されている。しかし、事件によって生じた「人材不足」などを抱えた(事件後の)朝廷がいかんして運営されていたのかはいまだ明らかになっていない。林氏は上記のように課題を設定したうえで、宝暦12年に、儀礼での失敗によって松木宗済が辞すことになった頭中将の地位をめぐって、家礼の榊隆望を就任させようとする近衛内前と正親町公功を推す一条道香、両者の間を取り持つ九条尚実、それぞれの動きを具体的に解明する。結局は、「宝暦事件という危機を共有したことによる摂家の協力体制」が内部の対立を含みつつも、何とか表面化せずに継続していたことを指摘する。

第九章・十章は、宝暦事件そのものの研究である。まず、第九章では、宝暦事件の研究史整理や関係史料の史料批判を行う。つづけて第十章では、事件においてキーとなりつつも、往々にして一枚岩のように捉えられがちであった五摂家の動向を腑分けしつつ「復元し」、「当該期の朝廷運営・意思決定のあり方」を究明する。具体的には、まずこの事件の本質は、「門弟派」と林氏が呼ぶ事件において処罰された「御前勉強会グループ」と朝廷の執行部である関白・武家伝奏との争いにあったことを確認する。そのうえで、現任の関白として朝廷運営を問題なく行うために、桃園天皇との関係性を考慮し、門弟派の処罰にも消極的な近衛内前と、「門弟派で近衛家家礼の西洞院時名らの台頭による自らの影響力低下を危惧」する前関白一条道香らとの間で種々の駆け引きがなされていたが、それでも最後には五摂家として一致し、門弟派の排除に動いていたことを論じる。

これまで述べてきたように、近世の天皇「近臣」はまず、その実像そのものが不明瞭であった。本研究によって、「近臣」といっても、そのあり様は一定ではなく、天皇の側近と呼べるのは、その中のごく一部であったことなどが明らかになった。従来研究の蓄積が薄かった近世天皇の「近臣」らについて、種々の基礎的な事実を究明したことは、近世天皇・朝廷研究の進展に大きく寄与したと評価できる。本研究の中で作成された蔵人頭や近習小番就任者などの一覧表は、まさに労作と呼べるものであり、今後の近世天皇・朝廷研究にとって欠かすことのできない基礎データとなるであろう。

また、それらを踏まえて、朝廷運営のあり様をより多角的・具体的に解明した点も高く評価すべきである。とくに、宝暦事件に関して、それまでほとんど使われていなかったものも含めて、多彩な史料を活用することによって、それまで一枚岩のように捉えられがちであった五摂家の動向が、さまざまな角度から明らかになったことは重要である。この点は、天皇・朝廷研究のみならず、政治史研究にとっても、貴重な成果であろう。さらに、「諸家伝」などに史料批判を加えたことも特筆すべき成果である。

もちろん、職事の職掌や宝暦事件で鍵となる動きを見せていた姉小路公文の動向など、課題は種々残されている。各部各章の連関などに関しても、なお改善すべき点はある。ただし、それらについては、林氏本人もよく自覚していることが、質疑応答で明らかになった。

全体的に見れば、種々の関係史料を丁寧に読み解き、それらを組み合わせることで、非常に多くの基礎的な事実を明らかにし、そこから朝廷内部の構造・職制、朝廷運営のあり様などをより具体的に描き出している好論文である。近世の天皇・朝廷研究、政治史研究などを大幅に前進させたことに間違いはなく、学界に大きく貢献したといつてよい。

以上のように、林大樹氏の学位請求論文には、博士（史学）の学位を授与するのにふさわしい学術的価値があると、論文審査担当者3名は全員一致で判断した。

論文審査主査	佐藤雄介	准教授
	家永遵嗣	教授
	高埜利彦	特別非常勤講師
		(学習院大学名誉教授)